

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

筑後市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、福岡県南部に広がる筑後平野のほぼ中央部に位置し、市の東北部はなだらかな丘陵地帯であるが、東部から南部、西部にかけては平坦な地形となっている。

本市の農業について、丘陵地帯においては梨、ぶどう等の果樹や茶の生産が行われている。また、市の東部から南部、西部へと連担する平坦地においては、ほ場整備事業やかんがい排水事業等の農業生産基盤の整備が進み優良農用地が確保されている。

そのため、農事組合法人や集落営農組織等の担い手を中心に水稻、麦、大豆の土地利用型農業が展開されている。また、経営の安定化を図るため野菜等の新規作物の導入を進めるとともに、施設園芸においても高収益性の作目、作型の導入を進めている。

しかし、農業をめぐる情勢は、農業就労者の高齢化や後継者不足、資材等の価格高騰の影響により大変厳しいものとなっている。

今後、担い手の更なる育成、新規就農者の積極的な確保や女性農業者の起業を促すとともに、地域農産物のブランド化、他産地との品質の差別化を図るため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	筑後市	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

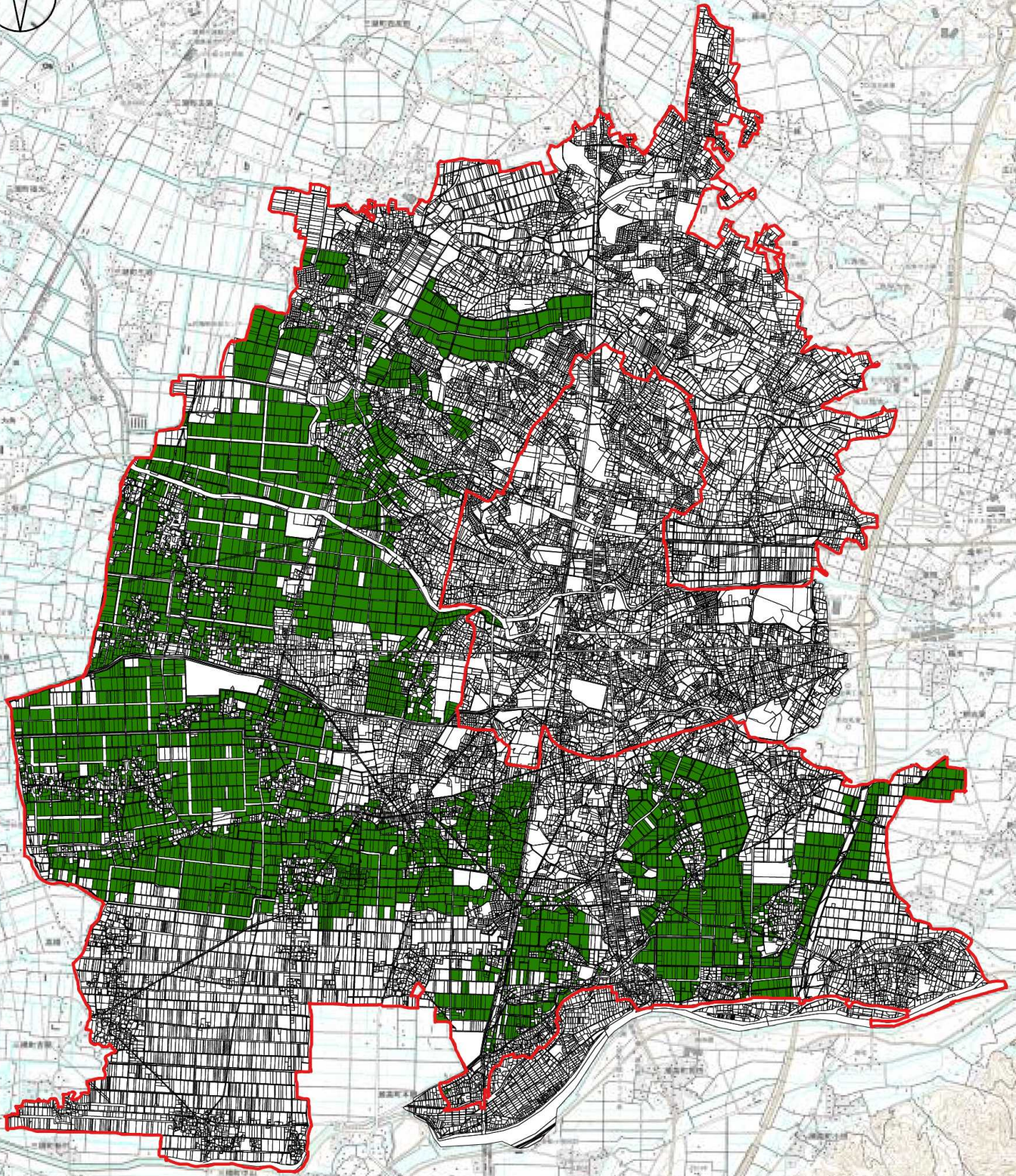
4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

促進計画の実施にあたっては、県、関係者団体との連携を図り事業を推進することとする。

筑後市促進計画 区域図



凡例



1号事業(多面的機能支払)



3号事業(環境保全型農業直接支払)

2.5km
1:45,000